

『助けての 小さなサイン 受け止めて』平成20年度標語

11月は『児童虐待防止推進月間』

虐待を発見したり、疑わしいと思ったりしたら、  
身近な関係機関に相談しましょう。

子どもへの虐待とは？

親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。具体的には、次の4つのタイプがあります。

【身体的虐待】身体に外傷が生じるような暴力をふるうこと。殴る、ける、かみつくな

ど。  
【性的虐待】子どもに対して性的行為を強要すること。性行為を強要するなど。

【ネグレクト（養育の拒否・怠慢）】子どもの成長、発達のために必要な衣食住の世話をしないで放っておいたり、幼い子どもを家に残したままたびたび外出したりすること。

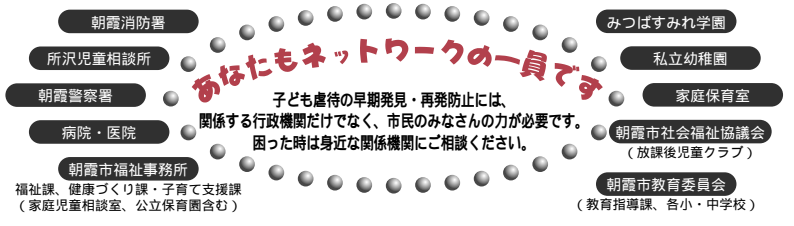
【心理的虐待】子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、無視したりすること。また、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（DV）を行うこと。

しつけ？それとも虐待？

しつけか虐待かの見分けは、親の意図とは関係なく、子ども自身にとって有害かどうかで判断することが必要です。

例えば、げんこつや物を使って叩くこと、みみず腫れ、裂傷やアザができるまで力を加えることは、虐待と考えられます。

朝霞保健所 民生委員児童委員、主任児童委員



子ども虐待の早期発見・再発防止には、関係する行政機関だけでなく、市民のみなさんの力が必要です。困った時は身近な関係機関にご相談ください。

\* 上記の他、ケースによって連携が必要な機関もあります（児童養護施設）\*



どうしたらいいの？

「もしかして虐待かな？」という疑いを1人で抱えるのは大変です。関係機関に協力を求めましょう。もし、友人・知人が虐待と思われる行為をしていたら、その人に声をかけてみることも皆さんにできる支援のひとつです。

子どもへの虐待について、児童相談所や市役所（子育て支援課）へ通告することは、児童虐待防止法第6条および児童福祉法第25条に定められた、わたし

相談した後どうなるの？

児童相談所や市役所（子育て支援課）は、関係機関と連携してできる限りの情報を集めることから始めます。その情報から、親子の状況を判断し、関係機関の職員でチームを作り、援助を開始します。虐待の危険度・緊急度が高いときは、児童相談所での一時保護などを行います。親権者の同意がなくても職権で保護したり、家庭裁判所の承認により施設に入所させたりすることもありません。

しかし、施設入所は虐待への対応の「終わり」ではありません。その後も関係機関がそれぞれの役割を担いながら、親子の支援に当たります。

子育ての相談などは？

市や埼玉県には、子育ての悩みなど身近に相談できる機関があります。どんなささいなことでもかまいません。子育てのことで心配なことなどがあつたら、お気軽にご相談ください。

相・談・機・関・等・一・覧

虐待を見たり聞いたりしたら

市役所子育て支援課	☎048 463 2834	朝霞警察署	☎048 465 0110
所沢児童相談所	☎04 2992 4152	(緊急の場合は110番通報をご利用ください)	

子育ての相談などは

保健センター(健康づくり課)	☎048 465 8611	家庭児童相談室	☎048 463 2231
さくら子育て支援センター	☎048 469 7065	きたはら子育て支援センター	☎048 476 8686
仲町子育て支援センター	☎048 450 7708	朝霞保健所	☎048 461 0468
子ども相談室 (幼児～高校生教育に関すること)	☎048 471 8080	子育てライン (NPO法人さいたまチャイルドライン)	☎048 486 7878
子どもスマイルネット(埼玉県)	☎048 822 7007		

\* 休日・夜間の児童虐待通報  
県では、休日・夜間専用の電話窓口を設置し、緊急性のある児童虐待の通報に応じます。

休日夜間児童虐待通報ダイヤル	☎048 779 1154
受付時間/月(金曜日:午後6時15分)午前8時30分	土・日曜日、祝日、年末年始: 24時間
問い合わせ/子育て支援課	内線 2642 ☎048 463 2834 (直通)